

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
石垣メンテナンス株式会社 (東京都千代田区丸の内1-6-5) [1000021816]
日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 (大阪府大阪市北区同心1-7-14) [1000010881]
2. 資格登録停止措置の期間
令和元年8月23日 ~ 令和元年10月22日 (2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
上記有資格業者は、東京都が希望制指名競争見積り合わせの方法により発注する東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせをめぐり、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から違反業者として公表された。
5. 資格登録停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、独占禁止法違反により公正取引委員会から違反業者として公表を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第3号(独占禁止法違反行為)の措置要件に該当する。
なお、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用事業者であることが公表されているため、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間を資格停止措置期間とする。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号、第5号、第8号及び第9号に掲げる場合を除く。)	発生地域及び影響を受けた地域について 当該認定をした日から2月以上9月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)